**平成２５年（フ）第６０号**
兵庫県伊丹市昆陽７丁目24番地　グレイス昆陽206号、前住所兵庫県伊丹市昆陽７丁目101番地１　ネオライフ伊丹502号
債務者　山下　小織
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

**平成２５年（フ）第４１号**
徳島県名西郡神山町神領字北407番地２、旧住所徳島市大松町榎原外83番地の17　コスモグランディ大松703号
債務者　仁志　育美
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第５５号**
徳島県吉野川市鴨島町喜来49番地４
債務者　今別府里香
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２５年（フ）第６１号**
徳島県徳島市福島１丁目10番29―１号
債務者　黒瀬　攝代
1　決定年月日時　平成25年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
徳島地方裁判所民事部

**平成２４年（フ）第９０９号**
北九州市小倉北区下富野３丁目４番54号
債務者　吉井　千鶴
1　決定年月日時　平成25年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１２２号**
北九州市八幡西区萩原３丁目３番11号
債務者　河野明日香（旧姓堀田）
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１３７号**
北九州市八幡西区野面２丁目９番９号
債務者　榎本　　徹
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１４６号**
北九州市小倉北区泉台２丁目13番11―202号
債務者　佐藤　一則
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１４８号**
北九州市小倉北区赤坂２丁目19番７―305号
債務者　入江　英樹
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１６７号**
北九州市小倉南区横代東町２丁目３番39メゾンドサンパティークＢ202、住民票上の住所北九州市門司区上馬寄３丁目13番13号
債務者　近藤　翔太
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第１７８号**
北九州市小倉北区江南町５番40号　レオパレス江南町203号
債務者　中山　章子（旧姓原）
1　決定年月日時　平成25年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

**平成２５年（フ）第３１号**
福島県郡山市大槻町字原田東10番地の61
債務者　渡辺　慎二
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２５年（フ）第３２号**
福島県郡山市大槻町字原田東10番地の61
債務者　渡辺　貴子（旧姓伊藤）
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２５年（フ）第３６号**
福島県郡山市安積町笹川字吉田28番地の231
債務者　相田美恵子
1　決定年月日時　平成25年４月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

**平成２４年（フ）第１７７７号**
埼玉県志木市中宗岡５丁目14番38号
債務者　小林　鶴三
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８２３号**
さいたま市見沼区東大宮６丁目161番地９　グリーンハイツ101
債務者　村上　巧美
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

**平成２４年（フ）第１８７２号**
埼玉県川口市西青木３丁目５番32号　セジュールシライ102号
債務者　小又　孝教
1　決定年月日時　平成25年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年６月21日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係